



知って  
ましたか？

# 肥料の販売には

# 『届出』が必要です

- フリーマーケット
- 農産物直売所
- インターネットオークション
- スマホアプリ

などで販売する場合でも届出が必要となります



肥料の生産・販売に関するお問い合わせ先

農業環境指導センター検査課 TEL 028-626-3086

農政部経営技術課 TEL 028-623-2286

栃木県 肥料 届出

検索



# 「肥料」と「肥料の販売」とは？

## ●肥料とは・・・

植物を栽培する際に土や植物に施されるもの

- ・化学肥料（窒素・リン酸・カリウム肥料、配合肥料など）
- ・有機質肥料（なたね油かす、魚粉など）
- ・特殊肥料（たい肥、米ぬか、草木を燃やした灰（草木灰）など）

## ●肥料の販売とは・・・

繰り返しまたは繰り返す意志をもって肥料を販売する場合（有償・無償は問いません）は「業とする者」に該当します。肥料の販売を業とする者は、「肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）」第23条に基づき、販売を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出を行うことが義務づけられています。

※肥料を生産する場合は、別途「登録又は届出」が必要になります。



## ご注意ください！

農産物直売所や個人（フリマアプリ、インターネットオークションなど）であっても、**販売開始後2週間以内**に届出が必要です

## 販売の届出が必要になる事例

### ＜個人の場合＞



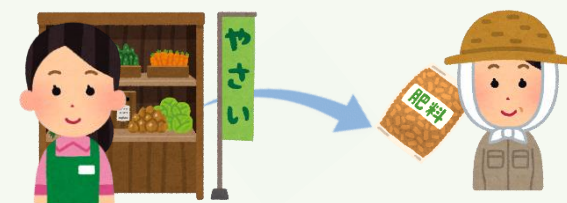
・個人が直売所等へ肥料を納品（販売）

・個人が直売所等の場所を借りて肥料を販売



・個人がWEBサイト等を使って肥料を販売・譲渡

### ＜直売所等やサイト運営者の場合＞



・仕入れた肥料を販売・譲渡



## 届出は無料です！



- ① 肥料販売業務開始届出書 2部
- ② 登記事項証明書（個人の場合は住民票又は運転免許証）の写し 1部
- ③ 販売業務を行う事業所の地図 1部

①～③を「栃木県農業環境指導センター」に提出してください。

※肥料を販売する場所のある都道府県へ提出をお願いします

